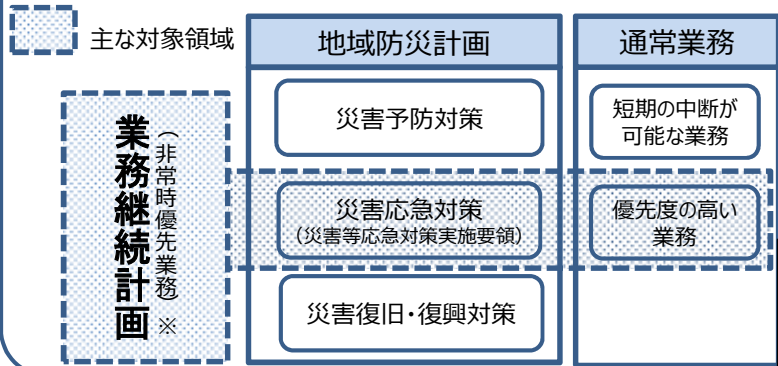


大阪府庁業務継続計画（BCP） 地震災害編 概要（H29.2一部改訂）

◆業務継続計画とは

大規模災害時に、限られた業務資源を非常時優先業務に効果的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るための計画



◆基本方針

1. 災害応急対策業務の万全な実施
2. 優先度の高い通常業務の継続・早期再開
3. 業務継続に必要な資源の確保

◆代行順位

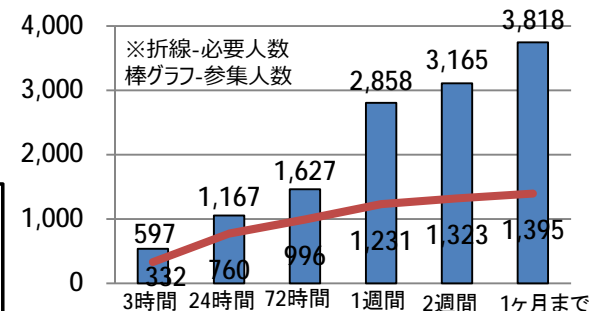
- ①知事 ②副知事 ③危機管理監

◆必要職員数と参集可能職員数の比較

必要職員数と参集可能職員数を比較した結果、上町断層帯地震の場合の大手前・咲洲、南海トラフ巨大地震の場合の大手前とも、**全てのフェーズで必要となる職員の確保は可能。**

※ 災害応急対策の具体的な業務は、「災害等応急対策実施要領」に定められている。府庁BCPIは、これら「非常時優先業務」の実効性を補完するため、業務継続に必要な資源（人・モノ・情報）の想定及び確保対策などについて定めている。

南海トラフ巨大地震時の職員参集状況(単位:人)



◆参集の考え方

地震発生後、速やかに**全職員は原則勤務場所（大手前庁舎・咲洲庁舎等）に参集しているが、(大)津波警報発表時は、咲洲庁舎勤務職員は大手前（非常参集場所）に参集させる方針を明記**

◆主な業務資源の想定と確保対策

- 庁舎・電力・・・本館・別館、新別館（危機管理スペース）、咲洲庁舎ともに発災直後から使用可能。外部電力復旧（想定2日目）までの間、非常用発電機により電力を確保（新別館は、危機管理スペース以外は初日停電する）。
- 情報通信・ネットワーク・・・防災行政無線や衛星通信、災害時優先電話等の活用により利用可能。
- エレベーター・空調・・・エレベーターは、安全装置の働きにより、感震と共に最寄り階に移動し、ドアを開いて停止する。機器の確認後、各庁舎とも最低1基（咲洲庁舎は各バンク毎）が利用可能。空気の換気・循環・暖房は、電力及びガスの供給が再開する2日目から、冷房は、上水の供給再開から利用可能。
- 飲料水・トイレ・・・建物内貯留水により大手前庁舎では、**3日程度**、咲洲庁舎では**6日程度**の対応が可能。

利用可能性(想定)	大手前	咲洲
建物内貯留水	3日程度	6日程度

※1人33リットル(飲料水3+雑用水30)で計算した場合

◆代替執務スペースの確保

非常時優先業務以外の業務は停止し、代替執務スペースを必要とする所属（咲洲庁舎、分館6号館、労働センター等）の非常時優先業務のためにスペースを活用する。

◆発災当初の3日間に対応した職員備蓄（平成28年度当初予算）

本庁	
食料	3日分(8食)を確保
飲料水	ペットボトル2本を確保 (建物内の貯留水で対応)
トイレ	(建物内の貯留水で対応)

職員用備蓄物資は、大手前については、新別館南館地下3階、咲洲庁舎については、庁舎**20階**に保管する。

◆府庁BCM体制の確立

本計画を、府庁本庁の全組織・全業務に係る基本計画と位置づけ。

- 本計画を踏まえ、**各部署が部局版BCP改訂を行い、府庁としての業務継続体制を完成し、万々に備える。**